

商品概要説明書

平成 28 年 1 月 4 日現在

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 商 品 名 | 利付国庫債券 | |
| 販 売 対 象 | 法人および個人のお客さま | |
| 期 間 | 〈中期利付国庫債券〉 | 期間 2 年、5 年もの |
| | 〈長期利付国庫債券〉 | 期間 10 年もの |
| 購 入 単 位 | 額面 5 万円以上で額面 5 万円単位 | |
| 償 還 方 法 | 償還日に一括して額面金額が支払われます。 (償還日が休業日の場合は翌営業日に繰り下がります。) | |
| 利 子 | 適用利率 | 国債の発行要綱に基づく利率（表面利率）が償還日まで適用されます。 |
| | 利払方法 | 年 2 回所定の利払日に支払われます。(利払い日が休業日の場合翌営業日に繰り下がります。) |
| | 計算方法 | 〈半年毎の利子額〉 「額面×利率(%)÷100÷2」 受渡日（発行日）から利払日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合には調整のため経過利子が発生します。 |
| 租税の概要 | <p>(1)個人のお客さま 国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 国債の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得として申告分離課税の対象となります。 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優・特別マル優の取扱いができます。</p> <p>(2)法人のお客さま 国債の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金に算入されます。</p> <p>なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> | |
| 中途解約時の取扱 | 国債は償還日（満期日）前に売却できますが、その際に、国債の価格は金利変動により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。 | |
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別銘柄の利回り、償還日等につきましては窓口にお問い合わせください。 ・国債は預金保険対象外です。 ・ご購入代金は、お申込み時点でお支払いいただきます。 ・国債は売却に際し、資金のお受取りまでには日数を要します。 | |
| 当行の苦情・相談窓口 | 商品販売管理室（フリーダイヤル 0120-315176） 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。） | |
| 当行の苦情対応措置 及び紛争解決措置 | <p>一般社団法人全国銀行協会または証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。</p> <p>【連絡先】 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 受付 9：00～17：00（ただし銀行休業日は除きます。）</p> | |

商品概要 Y019 (28.1 改) <28.1>